

今回のテーマは、平成 2 4 年度税制改正です。皆様方にとって関心が高い贈与税のほか所得税等にも改正が行われました。これとともに、震災による復興支援税制の適用も始まりますので、適用される年度等にもご注意ください。

ご不明な点や疑問点につきましては、何なりと各担当者にご確認下さい。

I. 贈与税

1. 住宅取得等資金の贈与税の非課税

住宅取得・改築等の資金の贈与について、従来の贈与税の非課税枠が平成 2 4 年 1 月 1 日から平成 2 6 年 1 2 月 3 1 日までの間、以下の表のように段階的に引き下げられ、新たに省エネ等住宅の特例が設けられました。

《受贈者ごとの非課税限度額》

贈与年分 住宅の種類	平成 2 4 年	平成 2 5 年	平成 2 6 年
省エネ等住宅	1,500 万円	1,200 万円	1,000 万円
上記以外の住宅	1,000 万円	700 万円	500 万円

省エネ等住宅とは、省エネルギー対策等級 4、耐震等級 2 以上又は免震建築物の住宅をいいます。

例えば、平成 2 4 年に省エネ等住宅の贈与を受けた場合には、最高で次の金額までは贈与税が課税されないことになります。

《暦年課税の場合》

基礎控除 110 万円 + 非課税枠
1,500 万円 = 1,610 万円

《相続時精算課税の場合》

特別控除 2,500 万円 + 非課税枠
1,500 万円 = 4,000 万円

2. 上記の注意点

この贈与税の非課税措置は直系尊属からの贈与に限られ、また、適用対象となる住宅用家屋は、その床面積が 50㎡以上 240㎡以下 という制限等がありますので、ご注意ください。

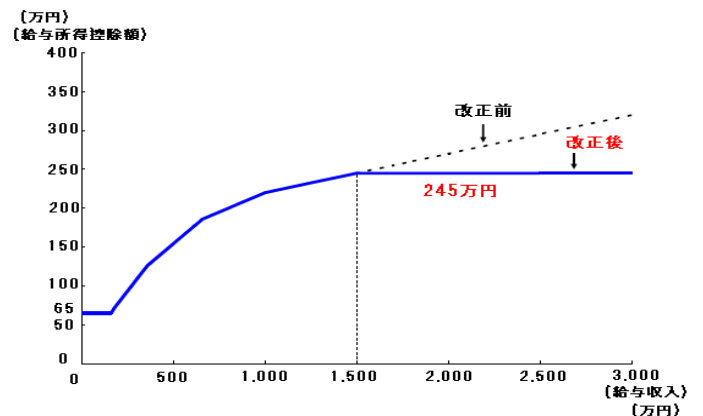
II. 所得税

1. 特定居住用財産の譲渡

特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例について、譲渡資産の譲渡価額が、1.5 億円 (改正前：2 億円) 以下とされた上、その適用期限が平成 2 5 年 1 2 月 3 1 日まで延長されました。

2. 給与所得控除の見直し

平成 2 5 年分の給与等から、給与所得控除額が 245 万円 で上限となりました。実際には、年収が 1,500 万円以上の方が対象となります。



3. 退職所得の見直し等

勤続年数が5年以下の税務上の役員や国家公務員などが平成25年1月1日以降に退職をした場合には、退職所得の計算上、退職所得控除後の額を2分の1とできる措置、いわゆる2分の1課税が廃止されました。

「具体的な計算」

$$\left[(\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times \frac{1}{2} \right] \times \text{税率} = \text{退職所得に係る所得税額}$$

なお、所得税については平成25年分から、住民税については平成25年1月1日以後に支払われるべき退職金から適用されます。

廃止 ↑

Ⅲ. 震災復興税制

1. 復興特別所得税

平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間にわたる増税です。従来の所得税率に102.1%を乗じた税率が課税されます。

給与計算等では、通常の所得税と復興特別所得税を分けずに計算するため、これらを織り込んだ税額表等を使用して、源泉徴収事務を行うこととなります。

また預金の利子及び上場株式などの配当等にかかる税率も同様に増税となるため、以下の表のようになります。

「預金の利子」

	平成24年以前	平成25年以後
所得税	15%	15.315%
住民税	5%	5%
合計	20%	20.315%

「上場株式などの配当等」

	平成24年以前	平成25年	平成26年以後
所得税	7%	7.147%	15.315%
住民税	3%	3%	5%
合計	10%	10.147%	20.315%

2. 復興特別法人税

平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度に適用される増税です。従来の法人税率に110%を乗じた税率が課税されます。

ただし、平成23年度の税制改正において、法人税率が平成24年4月1日開始事業年度より25.5%に引き下げられたので、実際は以下の表のとおりとなります。

「改正後法人税」

法人区分	改正前	改正	改正後税率 × 復興特別法人税	
普通法人	30%	28.05%	= 25.5% × 110%	
中小法人	所得金額のうち 年800万円以下	18%	16.5%	= 15% × 110%
	所得金額のうち 年800万円超	30%	28.05%	= 25.5% × 110%

「計算式」
改正後税率 × 復興特別法人税

なお、これにより法人税額を元に計算される法人住民税も増税となります。

Ⅳ. その他留意点

皆様の関心事である相続税の基礎控除の引き下げ及び税率の見直しについては、法案が平成24年3月30日に国会に提出されました。現在のところ、この法案は未だ成立していないので、今後の動向については各担当者にご確認ください。

協和監査法人	税理士法人 協和会計事務所	株式会社協和ビジネスコンサルティング
金融商品取引法、会社法、学校法人、公益法人、労働組合等の監査業務を始め、株式公開支援、各種調査など一企業経営に関するビジネスアドバイザーサービスを提供します。	税務・会計のスペシャリストとして、法人・個人のクライアントに対する各種税務申告、タックス・マネジメント、経営分析、事業承継対策等をサポートします。	証券書類の整理、仕訳データの入力、試算表・各種元帳の作成等の会計業務全般、給与計算、財産保全業務等をフォローします。 ” 経理部丸ごと引受けもOK！”